

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う水際対策に係る新たな措置については、11月8日から申請の受付をしているところですが、申請をより安易に行っていただくとともに円滑に対応するため、11月17日（水）より申請手続きシステムによる運用を開始いたしました。水際対策に係る新たな措置の要点と、参考となる URL を御連絡いたしますので、周知に御協力いただけますと幸いです。

#### ■水際対策に係る新たな措置（19）について

1. ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限の見直し（受入責任者の管理の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和）

外務省・厚生労働省が有効と認めた国のワクチン接種証明書を保持する入国者に対し、受入責任者の管理の下で、最短で4日目以降の行動制限の見直しが認められることになります。

行動制限の見直しが認められるためには、誓約書及び活動計画書等の申請書類について事前に業所管省庁の審査を受ける必要があります。

事前に業所管省庁の審査を受けた方については、入国後3日目以降に改めて自主的に受けたPCR検査等の陰性結果を厚生労働省に届け出ること等により、入国後4日目以降の残りの待機施設等での待機期間中、受入責任者の管理の下に活動計画書に沿った活動が認められることになります。

（本措置の適用には、申請に対する業所管省庁での審査（審査済証）が必要です。申請のみで本措置が適用されることにはなりませんので御注意ください。）

本措置は、①日本人の帰国者及び②在留資格を有する外国人の再入国者に加えて、③新規入国の外国人の商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者も、上記などの一定要件を満たした場合に認められます。

#### 2. 外国人の新規入国制限の緩和

現在、原則として一時停止している外国人の新規入国について、一定の要件を満たし、受入責任者から業所管省庁へ提出した誓約書及び活動計画書等の申請書類について事前に業所管省庁の審査を受けていることを条件に、①商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者及び②長期間の滞在者の新規入国が原則として認められることになります。

なお、①商用・就労目的の短期間の滞在者については、要件を満たすことで「1. ワクチン…入国後の行動制限の見直し」の適応が受けられます。

（本措置の適用も、申請に対する業所管省庁での審査（審査済証）が必要です。申請のみで本措置が適用されることにはなりませんので御注意ください）

上記は要点となりますので、水際対策に係る新たな措置（19）の制度概要や、必要な要件や手続きの詳細については、以下の厚生労働省 HP を御確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00318.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

(まずは、上記HPに掲載されている制度概要資料

( <https://www.mhlw.go.jp/content/000856039.pdf> ) を御覧ください。)

### 3. 水際措置に係る申請手続きシステムについて

本措置に係る申請のうち、経済産業省が業所管省庁となる申請は以下のURLの申請手続きシステムからの受付を行っております。

申請を行う際には、HP内で案内されている制度に関する資料とともに、申請手続きシステムの操作マニュアルを御確認ください。

活動計画書などの申請書類に不備があった場合は差戻しが行われることになりますので、活動計画書の記載例や特定行動のガイドラインなどを熟読いただいたうえで申請をお願いします。

現在、申請の審査は、多くの申請をいただいていることや関係省庁との関係もあり3週間程度の期間をいただいているところでございます(外国人の入国(再入国以外)は、ビザ発給の関係もあり+2~3週間程度必要)。

鋭意期間短縮の努力はしておりますが、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

#### ○経済産業省 水際措置に係る申請手続きシステム

<https://form.gbiz.go.jp/metibordermeasure/>

※Internet Explorerからはアクセスできません。

※申請を行うには、法人向け共通認証システム「GビズID」アカウントの取得が必要になりますので、お持ちで無い場合はこちらの取得もお願いします。

#### ○お問合せ先

経済産業省水際対策電話問合せ窓口 03-3501-1071

### 4. その他

人の往来に関する制度全般に関しては以下のウェブサイトでも情報発信を行っております。

#### ○外務省ウェブサイト

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

#### ○経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

### 5. お問い合わせ先

内容によりお問い合わせ先が異なります。

詳細は以下ページ内「お問合せ先」を御確認ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

○水際対策に係る新たな措置（19）の内容や申請の仕組み等一般的な御質問は、政府全体共通窓口にお電話ください。

電話：0120-220-027、0120-248-668、050-1751-2158

対応時間：9:00～21:00 土日祝を含む

※水際対策に係る新たな措置（19）に関して、経済産業省の受付・審査は、水際措置対応室にて行っております。

そのため、当課では申請内容等について責任のある回答ができかねますので、水際対策に係る新たな措置（19）の申請内容に関する御質問は、  
経済産業省水際対策電話問合せ窓口【03-3501-1071】に御連絡をいただけますと幸いです。